

総務財政委員会
令和4年2月25日・28日
総務部 資料4番
所管人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について必要な事項を定めるため、条例を改正する。

2 施行日

令和4年4月1日

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）新旧対照表

新	旧
○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月16日 条例第6号 改正 平成5年3月12日第1号 <u>令和4年 月 日第 号</u>	○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月16日 条例第6号 改正 平成5年3月12日第1号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 (略)	第1条 (略)
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
<u>(削除)</u>	<u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>
<u>(ア)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）</u> に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	<u>(イ)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び <u>特定職</u> に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
<u>(イ)</u> 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員	<u>(ウ)</u> 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
イ (略)	イ (略)
ウ (略)	ウ (略)
第2条の2から第13条まで (略)	第2条の2から第13条まで (略)

新	旧
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 14 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 15 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 16 条及び第 17 条 (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第 18 条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 14 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 15 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（<u>前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する</u>非常勤職員のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 16 条及び第 17 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第 19 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>第 20 条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p><u>付 則 (令和4年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(施行前の準備)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号(ア)に掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求及び改正後の条例第14条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員については、この条例の施行の前においても行うことができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 18 条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>